

## 広がる“禁煙タクシー”

各地区ハイヤー協会、各事業者

平成15年5月1日に施行された「健康増進法」により、タクシー車両も受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないと規定されました。

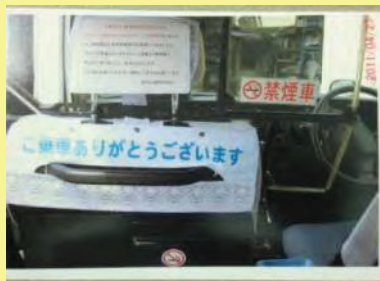
これを契機にタクシー事業者による取組が始まり、平成20年7月1日には、タクシー需要の最も多い札幌交通圏において全面禁煙がスタート。その後、平成22年10月のたばこの大幅な値上げをきっかけに他の交通圏にも広がり、現在では北海道内の主要交通圏すべてが全面禁煙となっています。

当初、危惧されていたトラブルの発生もなく順調に取組が拡大しており、残る地域についても全面禁煙化が期待されているところです。



(車体表示ステッカー)

| 年月日      | 実施地域                               |
|----------|------------------------------------|
| H20.7.1  | 札幌交通圏                              |
| H20.11.1 | 旭川市、士別圏、名寄市、東神楽町                   |
| H21.1.1  | 函館地区ハイヤー協会、稚内圏、名寄圏                 |
| H22.4.1  | 富良野圏                               |
| H22.6.1  | 小樽市、苫小牧交通圏、安平町、厚真町、東川町、岩見沢地区ハイヤー協会 |
| H22.7.1  | 美唄圏                                |
| H22.8.1  | 北見交通圏、滝川圏、芦別圏                      |
| H22.10.1 | 釧路交通圏、帯広市                          |
| H23.4.1  | 室蘭市、登別市、紋別地区、日高地区ハイヤー協会            |
| H23.5.1  | 網走地区                               |



(車内表示ポスター)

(主な全面禁煙化実施地域)

(資料提供：室蘭ハイヤー協同組合、紋別交通(株)、(株)網走ハイヤー)